コーポレートガバナンス体制概略図

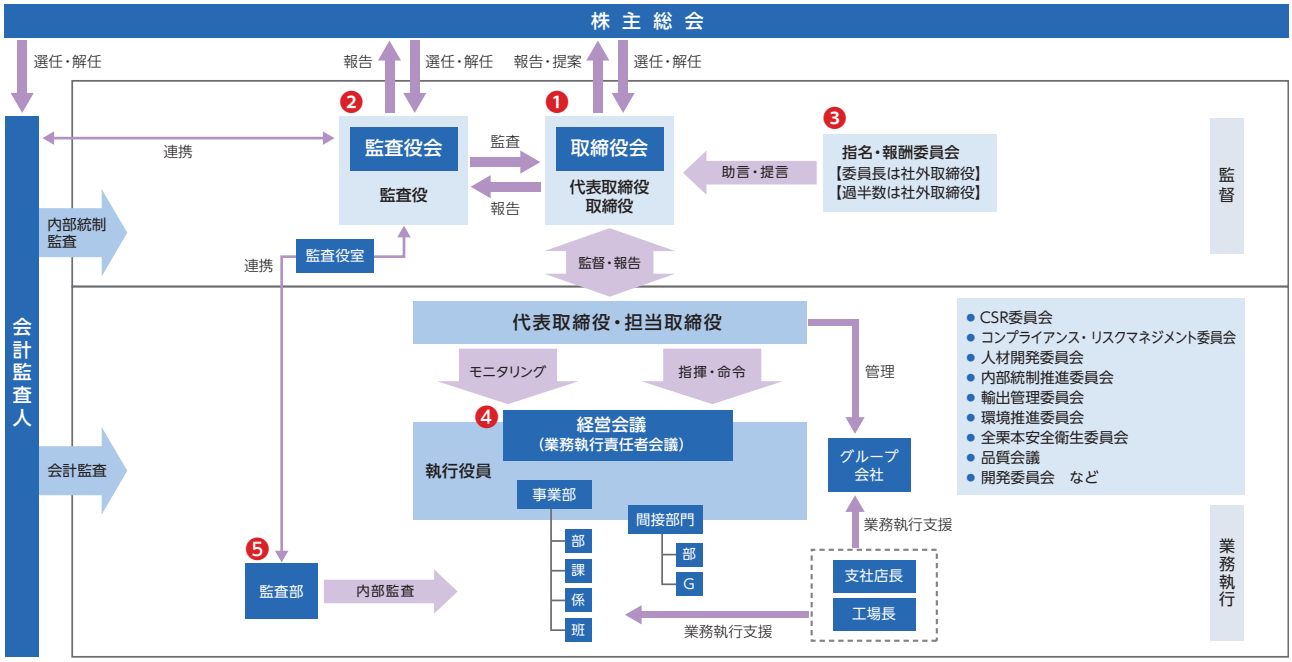

独立性・客観性を担保する5つの仕組み

❶	最高意思決定機関および監督機関として9名の取締役で構成し、**3分の1以上となる3名は独立社外取締役を選任**している。
❷	3名の監査役で構成し、うち2名は社外監査役を選任している。取締役などの指揮命令に属さない監査役会専任スタッフを設けることで、監査役会の機能を強化している。
❸	**委員の過半数を独立社外取締役にて構成し、独立社外取締役を委員長とすることで、委員会としての独立性を担保**している。
❹	代表取締役社長を議長とした経営幹部メンバーによる「経営会議」を設置し、**当社およびクリモトグループ各社の経営情報の共有化、進捗管理など、取締役会の機能を補完し、迅速な意思決定や機動的かつ効率的に業務を執行**する。
❺	業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設け、各部門の業務プロセスなどを監査し、適正性の評価・検証などを行う。

コンプライアンス・リスクマネジメント体制と内部通報制度

当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、執行役員、支社店長、工場長、労働組合代表および顧問弁護士を委員とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス・リスクマネジメント全般についての取り組み方針・テーマなどの意思決定、個別事案の報告、情報の吸い上げ、各部会への対応指示などを行っています。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、原則として毎月1回開催しています。毎年2月4日と5月23日を「コンプライアンスの日」として定め、クリモトグループ全体でコンプライアンスを周知徹底する活動を実施しています。

また、内部通報制度として、コンプライアンスに関する相談・通報窓口とハラスメントに関する相談窓口を設置しています。相談・通報を行ったことを理由とする不利益な取り扱いを禁止しています。

内部統制システム

当社は、「企業行動基準」および「内部統制システム構築の基本方針」を基本指針として、「取締役会規則」、「組織規程」、「リスクマネジメント基本規程」、「コンプライアンス・リスク管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」などの諸規程に則り、透明性のある健全経営を実践し、内部監査、監査役監査を充実させることなどにより、内部統制システムの維持・更新を図っています。

そして、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性確保を主眼とする内部統制報告制度に対応するとともに、クリモトグループの内部統制全般を牽引するため「内部統制推進委員会」を恒久的組織として設置し、継続的に法令違反や決算におけるミス、不正などを防ぐための社内管理体制の拡充を推進しています。